

前漢における郡の変容と刺史の行政官化についての覚書

小嶋 茂 稔

【キーワード】 郡県制 郡 刺史 勸農 救荒

緒 言

「郡県制」とは、秦の始皇帝の中国統一によってその全領域に施行されたとされる制度であって、古代中国における中央集権的国家支配を象徴する名辞でもある。郡県制の成立過程を追うことは、とりもなおさず中国古代国家の形成の歴史的意義の解明に繋がるものであった。^① その「郡(国)」「県」といった機構そのものに関して、必ずしも豊富とは言えない史料を用い、制度のあり方そのものの復元もなされてきており、「郡」「県」に関わる制度の大要は相当程度明らかにされてきた。

そうした基礎的な研究成果を受けて、我が国の一九七〇年代以降における「郡県制」研究は新たな段階に入った。それは、漢代—とりわけ前漢代—を通しての、「郡」—「県」間相互の関係変化の解明を軸に、郡県制の変容を明らかにしていこうとするものである。その展開については次章で触れることとしたが、佐藤直人氏も言うように、従来の「いわば静態的」な視角に対して、動態的な視角を導入したものであって、特に「郡」の性格変化について深化した考察がなされてきている。

さて、これまで私は、後漢時代の国家支配の問題を検討するなかで、後漢においては、「州」が「郡県」を包摂する体制を確立しつつ、在地社会に対する国家の公的な支配が貫徹・維持されていたことを主張してきた。^② しかしながら、その「州」を軸とする後漢時代の国家支配の史的淵源については必ずしも十分な検討を加えてきてはいなかった。^③ 本稿においては、前漢の郡県制の展開に関する七〇年代以降の諸研究の驥尾に付しつつ、前漢期における「郡」の国政上の位置付けの変容について私なりの観点からの検討を加え、その成果に抛りつつ、主に郡太守・諸侯王国の国相の監察にあたる「刺史」の前漢期におけるその職務上の性格の変容(所謂「行政官化」)についての私見を提示することを目的とするものである。

以下、第一章において、前漢での「郡」「県」関係を軸とした郡県制の変質に関わる学説の展開を整理する。次に、第二章において、救荒・勸農等の政策実施に着目して、国政上の位置付けにおける「郡」の歴史の変遷について検討し、特に前漢期の地方統治において、「郡」に対する中央の認識が、宣帝期・元帝期頃を境に変化したことを指摘したい。それらの成果を基礎に、第三章において、前漢後期に見

られる刺史の性格の変容とその要因について、従来看過されてきた点を中心に論及していきたい。

第一章 前漢「郡県制」の変容についての従来の理解

緒言に述べたように、我が国における漢代郡県制研究は、七〇年代に、固定的静態的にその制度を捉えるのではなく、動態的な視角を用いて歴史的な変容を把握しようとする、新たな展開を迎えることとなったが、その先駆となったのが重近啓樹氏の研究である。

重近氏は、前漢初期の三老制の分析などを通じて、元来は県が地方の統治機関としての基幹となっていたことを指摘しつつ、景帝（在位前一五七〜前一四一年）、武帝（在位前一四一〜前八七年）期頃までの地方政治の実態を示す史料をもとに、当該時期において「郡が直接、積極的に勸農政策をふくむ部内の一般民政に関与した形跡は薄く、むしろ属県に対する監察、及び地方軍政の中心としての性格、つまり軍事・監察機構としての性格が基本であった」との見通しを述べる。続いて、宣帝（在位前七四〜前四九年）期を中心に、在地における豪族層のあり方とそれに対応する郡太守の事例を提示したうえで、時代の変転とともに郡政が豪族社会によつて規制され、豪族の秩序のかかえる矛盾が郡政の場に投影されることを通じて、郡が従前の軍事・督察を主とする機構から、一般民政を直接管掌して地方政治の中核としての官庁に成長したとしている。氏は、併せて、前漢中期以降、宣帝〜元帝（在位前四九〜前三三年）期にかけて、豪族の発展を背景としつつ、国家の規制下に郡規模で規制力を行使する有力豪族を中心に求心的性格の強い「郡豪族社会」が形成され、

国家支配もその安定的な基盤の上に展開することが可能となったと論じている⁹⁾。

この重近氏の国家論的理解をも視野に入れた提言を踏まえ、前漢期郡県制の変質過程について制度史的に精緻な研究を展開したのが、紙屋正和氏であった¹⁰⁾。紙屋氏は、郡政の安定を宣帝期の前後に求める重近氏とは異なって、景帝・武帝の頃に一つの転期を見いだす。氏は本来県が有した管掌事項を、県民の教化、戸籍の管理、田・宅の登記の管理、爵・田・宅の賜与・徭役の課徴などに整理し、それが人民統治に深くかつ直接関わるものであることを強調したうえで、郡の性格は本来軍事・監察機関としてのそれが基本であったことを主張し、併せて武帝期以降に郡国の守相の統治権が強化されたことを述べている。紙屋氏は引続き郡国の守相が県の有していた統治上の権限を自己のもとに集約する様子を具体的に明らかにし¹¹⁾、あわせてその郡国を中央政府が監督する有り様についても検討を進めている¹²⁾。

重近・紙屋二氏の理解には、郡の変容した時期のとらえ方において齟齬するところは見られるものの、前漢を通じて、県の有した支配上の権限を基礎として、郡がその上位の統治機構へと成熟していったと見做す点は共通しており、この視点は継受されるべきである。

近年、佐藤直人氏は、重近・紙屋両氏の見解を「上から為された郡の権限強化」という方向での認識として批判し、秦漢期における県の在り方、及び、県の内情とそれに対する国家権力との関わり方を究明した¹³⁾。佐藤氏はそこで、景帝期以後、豪族層の経済的成長も

相まつて県内部に分裂が生じ、結果として上位権力である郡の介入が起り、次第に郡もしくは国家中央の在地社会に対する求心力が大幅に増大して、郡の権力規模の巨大化ないし郡守国相による強力な介入という現象を招いた、と結論付けている。⑭ 重近・紙屋氏の理解とは異なる手法で、前漢における郡の優位性の確立を佐藤氏は論じた訳であるが、氏が郡の優位が確立すると見做す時期は武帝期から成帝（在位前三三〜前七年）期にかけてのこととなる。成長を遂げた時期という点では理解の差が残るものの、統治機構として郡が成熟したという点では、三氏の見解には共通性が見られよう。

私も、県に対する監察や軍事目的のために設置されていた郡が、前漢期を通じて県の上位の統治機構として権限が強化されていくとする、上述した三氏の見解に賛同するものであるが、三氏の郡についての検討が主として郡県間の関係の解明や郡国守相となった人物の採った政策の分析などに向けられており、中央政府との関係において相対的に郡が如何なる位置づけにあったか、換言すれば当時の国家統治機構全体のなかでの郡の位置づけという観点からの分析は稀薄に思われる。そこで、次章においては、敢えて屋下に屋を架すこととなるが、私なりの視点から中央と郡の関係の変遷について考察していきたいと思う。

第二章 漢代における救荒・勸農等諸政策の

展開と「郡」

本章では、漢代の国家の地方統治のための機構が、主として農業に依拠した当時の社会において如何なる役割を担うべきと認識され

ていたかについて、漢代を通じた検討を加えることで、前漢中期以降の「郡」の位置づけの問題について考えていくこととしたい。そのための方法として、限定的なものではあるが、両漢書の帝紀に載せられている詔文のなかで、勸農・救荒等の政策に関係するものを時間軸に沿って検討し、特にそれらの中で「郡」がどのように位置付けられているかを考えていくこととする。

そもそも、社会経済史の深化にその特徴の一つが認められる日本の（特に戦後の）中国史研究において、農業に関する研究の蓄積は多い。漢代に限定して考えただけでも、『呂氏春秋』『汜勝之書』『四民月令』などの農書に関する研究、代田法・区田法や火耕水耨などの農業技術に関する研究、作物に関する具体的な研究などの他、土地所有のあり方や土地制度の研究などまで含めれば、まさに枚挙に暇がないと言つてよい。しかし、漢代を通じて、「勸農」「救荒」など当時の農業に依拠した社会を維持する目的で採られた諸政策の変遷から国家統治のための機構であった「郡」や「県」のあり方やその変質の課程を把握しようという試みは、いわば農業史と制度史なしいし政治史の間に位置するためか、従来着目されていなかったようにも思われる。⑮

本章では、以下、両漢書の諸帝紀に詔勅の形を採つて現れる諸政策を時代順に列挙し、その変遷の概観を試みることにしたい。⑯

（一）高祖〜景帝期

この時期に採られた政策の全般的傾向は、戦災や自然災害によつて引き起こされる民衆の窮状に対する租税減免や必要に応じた振給

のような対症療法的な措置とまとめることができる。適合すると思われる事例は以下の通りである。

【1】高帝紀、漢二年（前二〇五）条
（二月）蜀漢の民は軍事に給して労苦すれば、復して租税を勿くすること三歳。

【2】高帝紀、漢二年条

（六月）関中、大いに飢乏、米、斛ごとに万錢、人相い食む。民をして食を蜀漢に就かしむ。

【3】文帝紀、文帝二（前一七八）年条

「農は、天下の大本なり、民の以て生を恃む所なり、而れども民は或ひは本に務めずして末を事とす、故に生遂げず。朕、其の然れるを憂ふれば、故に今茲に親から羣臣を率ゐて農して以て之に勸む。其れ天下の民に今年の田租の半を賜へ。」

【4】文帝十二（前一六八）年条

「民を道くみちの路は、本に務むるに在り。朕、親から天下の農を率ゐ、今に十年、而るに野に辟を加へざれば、歳ひとたび登あらざれば、民に飢色あり。是れ、事に従ふもの尚ほ寡なく、吏の未だ務めを加へざればなり。吾、詔書しばしば下し、歳ごとに民に樹を種うることを勸むるも、而るに功の未だ興らざるは、是れ、吏の吾が詔を奉じて勤めず、民に勸むるを明らかにせざればなり。且つ、吾が農民甚だ苦しみ、而るに、吏の之を省みることなければ、將た何をか以て焉を勸めむ。其れ、農民に今年の租税の半ばを賜へ。」

【5】文帝十三（前一六七）年六月条

「農は、天下の本なれば、務め焉より大なるはなし。今、身をこしみて事に従ふに、而るに租税の賦あるは、是れ謂おもふに、本末の以て異なること無きなり。其れ勸農の道において未だ備はらず。其れ、田の租税を除け。（後略）」

【6】文帝後六（前一五八）年夏四月条

大いに旱、蝗せり。諸侯をして貢を入れること無からしむ。山沢を弛ゆるむ。諸の服御を減らす。郎吏の員を損なふ。倉庾ぐらを發ひらきて以て民に振ふ。民は爵を売ることを得。

【7】景帝紀、景帝元（前一五六）年春正月条

「間者このころ歲比みな登らず、民多く食に乏しく、天あまくして天年を絶てば、朕、甚だ之を痛む。郡国或ひは磽陁せうたにして、農桑繫畜するに所なし、或ひは地饒広にして、薦草莽にして、水泉の利あるも、徙るを得ず。其れ議して、民の寛大なる地に徙らむと欲する者は、之を聴せ」と。（中略）五月、田をして租を半ばならしむ。

【8】景帝後二（前一四二）年条

春、歳の登らざるを以て、内郡に、馬に粟を食らはずを禁じ、之を没入す。

【1】【2】は漢の統一に先行する楚漢抗争期の事例であるが、民衆のおかれた状況に配慮して、適宜租税の免除や食糧の案配を行っている。【3】【4】【5】は農本主義の理念とそれに齟齬する現実とを対比させつつ、一種の勸農政策として、一時的な租税の免除を行ったものである。【6】【7】【8】は、旱害や蝗害や飢饉に対しての対

処策である。実際に政策を実施する際、指示そのものは中央から郡を経て県へと伝達されたであろうが、詔文のなかで郡太守や県令に具体的に対処法を示している訳ではない。大綱を提示して細部は現地の官吏に任せているに過ぎないと理解できる事例であり、まさしく地方に対する「ゆるやかな支配」であつたと見なせよう。

(二) 武帝〜宣帝期

この時期から、徐々に勸農・救荒等の政策の実施に際して、地方に積極的に対応しようとする中央の姿勢が、詔文からも読み取れるようになる。

〔9〕武帝紀、元光四（前一二一）年条

五月、地、震ふ。天下に赦す。

〔10〕元狩元（前一二二）年条

十二月、大いに雪ふり、民、凍へ死す。夏四月、天下に赦す。

〔11〕元狩三（前一二〇）年条

夏五月、天下に赦す。²⁰

〔12〕元狩三（前一二〇）年条

謁者を遣はして水災ありし郡に勸めて宿麦を種多しむ。

〔13〕元鼎二（前一一五）年秋九月条

「仁は遠きを異とせず、義は難きを辞せず。今、京師未だ豊年ならざると雖ども、山林池沢の饑、民と之を共にせり。今、水潦江南に移り、隆冬の至れること迫れば、朕は其の飢寒にして活かされざるを懼る。江南の地、火耕水耨、方に巴蜀の粟を下して之を江

陵に致せ、博士の中等をして分ちて循行して、抵る所に諭告せしめ、重ねて困しませしむることなからしめよ。吏民の飢民を振求して其の厄を免かれせしめし者あれば、具さに挙げて以て聞せよ。」

〔14〕昭帝紀、始元二（前八五）年三月条

使者をして貧民の種・食なき者に振貸せしむ。

〔15〕始元二年八月条

「往年災害多く、今年蠶麦傷めば、振貸せし所の種・食は収責することなかれ、民をして今年の田租を出さしむることなかれ。」

〔16〕元鳳三（前七八）年正月条

中牟苑を罷めて貧民に賦す。詔して曰はく「さきごろ、民、水災を被り、頗る食に匱しければ、朕、倉廩を虚しくして、使者をして困乏なるを振るはしむ。其れ、四年を止めて漕するなかれ。三年以前に振貸せし所、丞相御史の請ふ所に非ざれば、辺郡の牛を受くる者収責することなかれ。」

〔17〕元平元（前七四）年春二月条

「天下は農桑を以て本と為す。日者用を省き、不急の官を罷め、外繇を減らし、耕桑する者益す衆し、而れども百姓未だ家ごとに給する能はず、朕、甚はだ焉を愍れむ。其れ口賦錢を減ぜよ」と。有司奏請して什に三を減らす、上、之を許す。

〔18〕宣帝紀、本始三（前七一）年条

大いに旱し、郡国旱に傷つくこと甚しき者は、民は租賦を出だすことなかれ。三輔の民の賤に就きし者は、且つ事を収むることなからしめ、四年に尽くせよ。

〔19〕本始四（前七〇）年春正月条

「蓋し聞くらなく農とは徳を興すの本なり、今、歳登らず、已にして使者をして困乏せしものに振貸せしむ。其れ太官をして膳を損なひ宰を省き、樂府をして樂人を減らさしめ、歸りて農の業に就かしめよ。丞相以下都官令丞に至るまで、書を上りて穀を入れ、長安の倉に輸し、貧民に貸するを助けよ。民の車船を以つて穀を載せて関に入る者は、伝を用ゐることなきを得せしめよ。」

〔20〕本始四年夏四月条

壬寅、郡国、四十九、地震ふ。或ひは、山崩れ、水出づ。詔して曰はく「（前略）地震を被りて壊敗すること甚だしき者は、租賦を取むること勿かれ」と。

〔21〕地節三（前六七）春三月条

「鰥寡・孤独・高年・貧困の民は、朕の憐れむ所なり。前に詔を下して公田を仮し、種・食を貸す。其れ鰥寡・孤独・高年に帛を加へ賜へよ。二千石、厳しく吏に教へ謹みて遇を視せしめ、失職せしむることなからしめよ。」

〔22〕地節三年冬十月条

「さきころ、九月壬申の地震、朕、甚だ焉を懼る。（後略）」又、詔して「池籩の未だ御幸せざる者は、貧民に仮与せよ。郡国の宮館は、復た修治することなかれ。流民の還歸する者には、公田を仮し、種・食を貸し、且つ算事することなかれ。」

〔23〕地節四（前六六）年九月条

「朕、百姓の職を失ひて贍らざるを惟ひ、使者をして郡国を循行せしめて民の疾苦する所を問はしむ。吏、或ひは私を営みて煩擾し、

厥の咎を顧みざる、朕、甚だ之を悶ふ。今年、郡国、頗る水災を被れば、已に振貸す。塩、民の食なれども、買みな貴く、衆庶、重く困しむ。其れ、天下の塩賈を減ぜよ。」

〔24〕元康二（前六四）年夏五月条

「（前略）今、天下頗ぶる疾疫の災を被り、朕、甚だ之を慙れむ。其れ、郡国の災を被ること甚だしき者をして、今年の租賦を出すことなからしめよ。」

武帝期について言えば、その治世の初期には災害の発生等を受けて「天下に赦す」など、必ずしも積極的とはいえない方法が採られているが、その中期になるに従つて、〔12〕のように「郡」に勸農を命じたり〔13〕のように水害を受けた地域への博士官の派遣などの政策が採られるようになる。これは、前章で見た紙屋氏の見解にも沿う。しかし、佐藤武敏氏の編著を通観すると、武帝期には旱害の事例は多く見えるが、全般に渡つて対策が採られた形跡が必ずしも認められないように、中央から積極的に地方に働きかけようとする政策の採用は、実は武帝期頃までは必ずしも常態でなかつたように思われる。

無論、地方において自発的に何らかの対策が採られていたことまでは否定できないのであつて、これは治水灌漑に関わることであるが、文帝紀、文帝十二（前一六八）年条に

冬、十二月、河、東郡に決す。

とある黄河の決潰への対策が、卷二九、溝洫志に、

漢、興りて三十有九年、孝文の時、河、酸棗に決し、東のかた

金隄を潰やす、是において、東郡、大いに卒を興して之を塞ぐ。と見えて、東郡が独自に修復作業を行ったことが分かる。前節でも触れたように、救荒の必要に応じて郡ないし県段階で何らかの対策が採られていたことは充分に想定できるのであるが、要するにこの段階までは中央がそうした施策を積極的に地方に命じる体制にはなっていないからではないだろうか。

武帝期に認められた傾向は、昭帝期の【15】【16】【17】にまで見られる。賑恤を受けたり租税が減免されることは、窮状に追い込まれた農民にとつては確かにある種の「善政」として受け止められたであろう。しかしながら、昭帝期までの傾向としては、特定の地域を念頭に置いたり、詔文のなかで郡の存在を前提したりして政策が出されたとは言えない、とひとまず概括することができよう。

その傾向は、【18】～【24】の宣帝期においても基本的には変わっていない。しかし、宣帝期の詔文を注意して見ていくと、昭帝期以前とは異なった状況を看取することができる。それは【18】【20】【22】～【24】に見える「郡国」とは、漠然と中央に対しての地方を指す語ではなく、被災した特定の「郡(国)」を念頭においているものであるし、【18】の一部の指示は明らかに「三輔」を対象にしているものである。また【21】は、社会的弱者に対する保護政策のようなもので厳密には勸農・救荒政策には分類しえないものかもしれない。一種の社会政策とでも呼ぶべきものであるが、ここでは指示の対象として「二千石(＝郡太守もしくは国相)」が明示されている。以上の検討から、宣帝期に入るころには、中央の政策遂行にあたって、県との間に介在する機構として「郡」の存在が明瞭に認識されてき

たことを示そう。²³⁾

(二) 元帝～平帝期

前節で指摘した、宣帝期頃から詔文のなかに明確に郡が現れてくるといふ傾向が、その後どのように展開したかを、ここでは見ていきたい。

【25】元帝紀、初元元(前四八)年三月条

三輔・太常・郡国の公田及び苑の省くべき者を以て貧民に振業し、
賞の千錢に満たざる者には種・食を賦貸す。

【26】初元元年夏四月条

「関東は、今年、穀登らず、民多く困乏す。其れ郡国の災害を被むること甚しき者をして租賦を出だすことなからしめよ。江海陂湖園池の少府に属する者は以て貧民に仮し、租賦することなからしめよ。(後略)」

【27】初元元年九月条

関東郡国十一大水して、飢乏、或ひは人相ひ食む、旁郡の錢穀を転じて以て相ひ救はしむ。

【28】初元二(前四七)年三月条

「(前略)乃ち二月戊午、地、隴西郡に震へ、(中略)山崩れ地裂け、水泉湧き出づ。(中略)間者、歳しばしば登らず、元元困乏し、飢寒に勝へず、以て刑辟に陥る、朕、甚だ之を閔ふ。郡国の地動くの災を被りて甚だしき者は租賦を出す勿かれ。(後略)」

【29】 初元二年六月条

関東飢乏、齊地、人、相ひ食む。秋七月、詔して曰はく、「歳、しきりに災害ありて、民に菜色あり、心に惨怛たり。已に吏に詔して、倉廩を虚しくし、府庫を開きて振救せしめ、寒き者に衣を賜ふ。(後略)」

【30】 永光元(前四三)年三月条

「(前略) 其れ天下に赦して、厲精なるものをして自新し、各おの農畝に務めしめよ。田無き者には皆之を假し、種・食を貸すこと貧民の如くせよ。(後略)」この月雪ふり霜隕りて麦稼を傷なふ。

【31】 永光三(前四一)年冬十一月条

「(さき)ころ、己丑、地動き、中冬雨水あり、大霧あり、盜賊並びに起ころ。(後略)」(翌四年春二月詔曰)「(前略) 其れ天下に赦し、貧民に貸す所は収責すること勿かれ。」

【32】 建昭四(前三五)年夏四月条

「(前略) 問者、陰陽調はず、五行序を失ひ、百姓飢饉せり。蒸庶の業を失ふを惟ひ、臨みて諫大夫博士賞等二十一人をして天下を循行せしめ、耆老・鰥寡・孤独の乏困して職を失ふ人を存問せしめ、茂材特立の士を挙げしむ。(後略)」

【33】 建昭五(前三四)年春三月条

「方に春にして農桑興らむとし、百姓は力を勦せ自から尽くすの時に、故に是の月は農を勞り民に勧め、時に後れしむることなかれ。今、不良の吏は、小罪を覆案して、証案を徵召して、不急の事を興し、以て百姓を妨たげ、一時の作を失はしめ、終歳の功亡からしむ、公卿は其れ明らかに察して之を申勸せよ。」

【34】 成帝紀、建始元(前三三)年十一月条

この日、大風、甘泉の時の大木十輩以上を抜く。郡国の災を被むること什に四以上のもの、田租を収むること母かれ。

【35】 建始三(前三〇)年九月条

「(さき)ころ、郡国水災を被り、流して人民を殺し、多きは千数に至る。京師、故無くして訛言ありて大水至ると、吏民驚恐として、奔走して城に乗らむとす。苛暴深刻なるの吏未だ息まざるに殆く、元元の冤たりて職を失ふ者も衆し。諫大夫林等をして天下を循行せしめよ。」

【36】 河平四(前二五)年三月条

光祿大夫博士嘉等十一人をして河に瀕せるの郡を行らし挙げしめ、水の毀傷する所の困乏して自存する能はざる者を、財きて振貸せしむ。

【37】 陽朔二(前二三)年秋条

関東、大水、流民の函谷・天井・壺口・五阮関より入らんと欲する者、苛して留むること勿かれ。諫大夫博士をして分かちて行視せしむ。

【38】 陽朔四(前二一)年春正月条

「夫れ洪範八政、食を以て首と為す、斯れ誠に家給刑錯の本なり。先帝農に勧め、其の租税を薄くし、其の強力を寵し、孝弟と科を同じくせしむ。問者、民弥よ惰怠にして、本に郷ふ者少なく、未だ趨る者衆く、將に何をか以て之を矯さむとするや。方に東作せむとする時なれば、其れ二千石をして勉めて農桑を勧め、阡陌に出入して、之に勞り来るを致さしめよ。書に云はずや。『田に服し

畜に力めれば、乃ち亦秋あり」と。其れ之に勗めよ。」

【39】 鴻嘉四（前一七）年春正月条

「数しば有司に勅して、務め行ふこと寛大にして、苛暴を禁じよと、今に訖るも改まらず。一人罪有れば、宗を挙げて拘繫すれば、農民業を失ひ、怨恨する者衆く、和氣を傷害し、水旱災を為し、関東の流冗する者衆し、青・幽・冀部尤も劇しく、朕、甚だ焉を痛む。未だ位に在りて惻然たることある者を聞かず、孰か当に朕の之を憂ふるを助くるや。已に使者をして郡国を循行せしむ。災害を被むること什に四以上、民の貲三万に満たざるは、租賦を出すことなかれ。逋貸の未だ入れざるも、皆、収むること勿かれ。流民の関に入らむと欲するは、輒ち内に籍つけよ。之く所の郡国、謹みて遇すること理を以てし、務めて全てを以て之を活かすことあれ。朕が意を称ふことを思へ。」

【40】 永始三（前一四）年春正月条

「天災仍ほ重く、朕、甚だ焉を懼る。民の職を失ふを惟ひ、臨みて大中大夫・嘉等をして天下を循行せしめ、耆老に民の疾苦する所を存問せしむ。（後略）」

【41】 哀帝、綏和二（前七）年秋条

「朕、宗廟の重きを承け、戦々恐々、天の心を失ふを懼る。間者日月光を失ひ、五星行りを失ひ、郡国しきりに地動く。さきころ、河南・潁川郡、水出で、人民を流殺し廬舎を壊敗す。朕の不徳、民、反りて辜を蒙り、朕、甚だ焉を懼る。已に、光禄大夫をして循行して筭籍せしめ、死者に棺錢を賜ふこと、人ごとに三千。其れ、水の傷つくる所の県邑及び他の郡国の災害什に四以上、民の

貲十万に満たざるは、皆今年の租賦を出すことなかれ。」

【42】 平帝紀、元始元（後一）年夏条

大司農部の丞十三人、人ごとに一州を部し、農桑を勧めしむ。

【43】 元始二（後二）年夏四月条

「郡国大旱し、蝗あり、青州尤も甚だしく、民、流亡す。安漢公・四輔・三公・卿大夫・吏民の百姓の困乏のためにその田宅を献する者二百三十人、口を以て貧民に賦せしむ。使者をして蝗を捕らへさせ、民の蝗を捕らえて吏に詣すは、石斛を以て錢を受く。天下の民の貲二万に満たざる、及び災を被りし郡の十万に満たざるは、租税すること勿かれ。（下略）」

以上を通観して、以下のような特徴を看取することができる。

まず第一には、【25】【29】【30】【31】【32】の例に見られるように、災害や飢饉に対する措置として、地域を限定しない形での租税減免や振救という前漢初期以来の施策は継続して実施されつつも、災害を受けた特定の郡国を対象として限定する形で諸政策が実施される傾向が明確になってきていることである。そうした事例は、【26】の「郡国の災害を被ること甚だしき者」、【27】の大水の被害を受けた「関東郡国十一」、【34】の「郡国の災を被ること什に四以上の者」、【36】の「河に瀕せるの郡」というように、武帝く宣帝期にも見られたような特定の郡名を挙げない形式で、災害を受けた郡国に限定して政策の施行を指示しているものもあるが、郡名を付して施行を求めるとなると事例も見受けられるようになる。例えば、【28】では、一応「郡国の地の動くの災を被りて甚だしき者」という表現にはなつ

ているが、隴西郡で発生した地震を受けての措置であるからこの「郡国」のなかに隴西郡が含まれているのは確実であるし、【41】で採られた措置の場合には明らかに水害の影響を被った「河南郡」や「潁川郡」が政策の対象となっている。このような詔文の変化は、中央が諸政策を遂行していく場合において、郡の置かれた位置づけの持つ重要性が増大したことを明らかに示している。そうした変遷の延長上に、【38】の詔勅のなかで直接「二千石」に勸農政策を命じていく、という新しい傾向が産まれてきたものと思われる。

第二には、「州」についても「郡」と同様の仕方でも中央政府に把握される傾向が生じていることである。すなわち【39】では、災害の影響の甚大な地域を「青・幽・冀部」という形で表しており、成帝期において郡を越えて州での地域把握が顕在化してきたと言うことが出来よう。この傾向は前漢末期にも見られ、【43】の旱害・蝗害の激甚な地域として「青州」という単位で把握がなされ、【42】の平帝・元始元年の大司農部の丞十三人がそれぞれ一州ずつを管掌して勸農を実施するという状況にまで至るのである。

前章で検討した諸氏の研究によって、遅くとも前漢の宣帝期以降には郡が独立した行政機構に成長することが明らかにされたわけであるが、本節で見た諸事例は、確実に元帝期以降においては、中央の救荒・勸農政策の遂行にあたって、前漢初期に比して明らかに郡を一個の独立した機関とみなすようになっていくことを物語っている。その傾向は、郡の枠組みを超えて、州が地域認識の単位となっていくことを示している。

さて、元帝以降の時期においては、さらに別途考慮すべき問題が

ある。それは、【32】【35】【36】【40】に見られるように、諫大夫・光祿大夫・博士などに、被災地域を循環させる事例が見られ、あわせて【32】【36】において循環を命じられた諫大夫等が振救行為を求められたことから類推すると、循環にあたってはおそらく単なる調査・観察の域を超えた救荒・勸農等の行為が付随したのではないかと考えられることである。これは、【33】の地方官吏が農事を妨げることのないようにとの詔勅の存在とを併せ考えると、元帝期以降、中央が様々な方法に拠りつつも農村社会内部の安定を企図して、まさしく佐藤直人氏の言う「小農民の保護を通じて貫徹される『強力な支配』」²⁴が存在していたことを物語ろう。所謂「限田策」として知られる、哀帝・綏和二（前七）年に実施された土地等の所有を制限する政策も、²⁵こうした中央からの地方統治のあり方の変容の結果として位置づけることも或いは可能かもしれない。

以上、前漢後半期に至り―元帝期以降にあつてはほぼ確実に―中央の勸農・救荒等の政策を遂行する際に、統治機構としての郡の重要性が認識され、郡太守に政策の遂行を指示する傾向が現れてきたこと、及び、中央の「強力な支配」が着々と実施されてきた可能性を、『漢書』の諸帝紀の記事という限定された史料群からではあるが確かめられたと思う。こうした傾向は、郡太守・国相の監察を主な業務とした刺史に対しても何らかの変容を促したものと考えられる。次章においては、武帝期に設置された刺史が実際に果たした治績で、現在史料上確かめられるものについて改めての分析を加えつつ、その「変容」について論じていくこととしたい。ただ、三節を費やして本章でここまで確かめてきた国政上における郡の位置づけの変容

や中央の支配のあり方の変化が、後漢時代においてはどのような展開を示したのかについて確かめておくことは必ずしも無駄ではないと思われる。節を改めて、検討を加えたい。

(四) 後漢時代における救荒・勸農等政策の展開

後漢時代についても、『後漢書』諸帝紀に見える救荒・勸農等の諸政策を示す詔勅に、一定の傾向を把握することができる。なお、本節に限り『後漢書』からの引用の場合、書名を省略する。

前漢を通じて見られた、対象とする地域を限定しない形で勸農を説いたり、租税の減免などの措置を採る例は後漢にあっても見ることができ。前者の勸農については、明帝紀、永平三（六〇）年春正月条の詔に、

「(前略) 夫れ春とは、歳の始まりなり。始め其の正しきを得れば、則ち三時成ることあり。比者水旱節ならず、辺人は食寡なく、政、上に失はれ、人、其の咎を受く。有司其れ勉めて時氣に順ひ、農桑を勸督し、其の螟蟻を去り、以て蝥賊にも及び、刑を詳びらかにし罰を慎しみ、明らかに單辞を察し、夙夜懈ることなく、以て朕が意を称へよ。」

とあり、後者の租税減免の例としては、和帝紀、永元四（九二）年十二月条の詔に、

「今年の郡国の秋稼、早蝗の傷ふ所と為れば、其れ什に四以上ならば田租・芻粟を収むること勿かれ、満たざる者あれば、実を以て之を除け。」

とあるものを挙げることができ、こうした措置が時期を問わず中央

に求められたものであったことが確かめられよう。いっぽう前節で指摘した宣帝・元帝期頃から顕在化してきた政策上の特徴は、後漢にあっても多くを徴することができる。

まず諸政策の実行の当事者として地方官を指示する事例についてであるが、光武帝紀、建武六（三〇）年春正月条の詔、

「往歲、水旱蝗蟲災を為し、穀価騰躍して、人用困乏す。朕惟ふに、百姓は以て自から贍ることなれば、惻然として之を愍れむ。其れ郡国の穀ある者に命じて、高年・鰥・寡・孤・独及び篤瘡・家屬無く貧しくして自から存する能はざる者に給粟すること、律の如くせよ。二千石は勉めて循撫を加へ、職を失はしむることなかれ。」

に「二千石」が見える。明帝紀、永平十三（七〇）年、冬十月条の詔には、

「(前略) 今、何をか以て陰陽を和穆し、災譴を消伏せしめむ。刺史・太守は刑を詳びらかにし冤を理め、鰥孤に存恤し、勉めて職を思へ。」

と「刺史・太守」と見え、和帝紀、永元一〇（九八）年春三月条の詔に、

「隄防溝渠は、地理を順助して、壅塞を通利する所以なり。今、廢慢懈弛するも、以て負と為さず。刺史・二千石は其れ宜しきに隨ひて疏導せよ。縁に因りて妄りに発して、以て煩擾を為すことなかれ、將に頭らかに其の罰を行へ。」

と「刺史・二千石」と見えるのと同様、刺史と郡太守とに指示が向けられている。後漢になって郡太守と並んで刺史に指示が出される

のは、所謂「刺史の行政官化」を象徴していると言えようが、後漢の後期になると、桓帝紀、永興二（一五四）年六月条に、

司隸校尉・部刺史に詔して曰はく、「蝗災害を為し、水変仍^{しほ}至^らり、五穀登らず、人に宿儲なし。其れ傷なふ所の郡国をして蕪菁^{かろ}を種^かえて以て人の食を助けよ。」と。

と、中央と郡国の間で政策を媒介する役割までも刺史に期待されるようになっていく。以上の事例から、後漢に入ってから、地方で国家統治を行う官吏としての郡太守の位置づけがほぼ確立したと、刺史もその位置を占めつつあったことが理解できよう。

同時に、政策の施行対象も、明確に地域が限定されるものも多く見出されるようになる。

まず「郡」を対象とするものだが、光武帝紀、建武二十二（四六）年九月条に、

戊辰、地震へ裂く。制詔して曰はく、「日者地震へ、南陽尤も甚^きだし。（中略）其れ南陽をして今年の田租・芻粟を輸せしむることなかれ。謁者をして案行せしめ、其れ死罪にして繋囚せらるること戊辰以前に在るもの、死罪一等を減ぜよ。徒は皆弛めて鉗を解き、絲絮を衣せよ。郡中の居る人の圧死せる者に棺錢を賜へ、人ごとに三千なり。其れ口賦の通税は、廬宅尤も破壊さるる者には、収責すること勿かれ。（後略）」と。

とあるのは、地震の被害が大きかった南陽郡が対象とされたものである。

章帝期には、章帝紀、建初元（七六）年春正月条に、三州の郡国に詔して、「方し春の東作ならむとして、人の稍粟^やを

受けむとして、往来煩劇にして、或は耕農を妨げむことを恐る。其れ各おの尤も貧なる者を実覈し、貸す所を計りて并せて之に与へよ。（下略）」と。

とあり、「三州」の「郡国」に限定された措置が指示されている例がある。ちなみにこの三州とは、章帝紀のこの記事の前年の記事から、兖州・予州・徐州であることが了解できる。

安帝期には、安帝紀、永初四（一一〇）年春正月辛卯条に見える、詔して、三輔の比寇乱に遭ひ、人庶流冗するを以て、三年の逋租・過更・口筭・芻粟を除き、上郡の貧民に稟すること各おの差あれ、と。

²⁹と三輔や上郡が対象となった事例の他に五件の同様の事例が見られる。

順帝期においては、順帝紀、永建三（一二八）年条に、春正月丙子、京師地震、漢陽は地、陥裂す。甲午、詔して傷害せし者を実覈し、年七歳以上に錢、人ごとに二千を賜ひ、一家害を被れば、郡県、収斂をなす。乙未、詔して漢陽の今年の田租・口賦を収むること勿からしむ。夏四月癸卯、光禄大夫をして漢陽及び河内・魏郡・陳留・東郡を案行して、貧人に稟貸せしむ。

と地震の害を受けた漢陽と四月の光禄大夫の循行に「河内・魏郡・陳留・東郡」が対象となった事例の他、三例を確かめることができる。³⁰

桓帝期においても確かめられる。桓帝紀、永寿元（一五五）年六月条の、

太山・琅邪の賊に遇ふ者に詔して、租・賦を収むることなく、更・筭を復すること三年。又、詔して、水を被りて死して屍骸を流失する者は、郡県をして鉤求して収葬せしめ、及び唐突に壓溺して物故せる所、七歳以上に銭を賜ひ、人ごとに二千。廬舎を壊敗し、穀食を亡失して、尤も貧なる者は粟すること、人ごとに二斛、と。

では、前半部では太山郡・琅邪郡が対象になっており、後半の水害後の処置については、桓帝紀、同年の六月条に「南陽大水」とあることから主に南陽郡が対象になったものと思われる。³¹⁾

霊帝期に入つてからは、霊帝紀、熹平四（一七五）年条に、守宮令の塩監をして、渠を穿ちて民の為に利を興さしむ。郡国の災に遇ふ者をして、田租の半を減じ、其の傷害すること十に四以上は、収責すること勿かれ。

とある。郡名は記されていないものの、霊帝紀の同年の記事に「夏四月、郡国七、大水」「六月、弘農・三輔螟」とあることから、これらの「災に遇」つた郡国が政策の対象になったことが分かる。

以上に見られるように、「郡」を対象にして中央政府の施策が実施される事例は後漢時代を通じて一般化していたと言えるが、同時に後漢にあつては、「州」を対象とする事例が「郡」を対象とする事例に数的に確かめられる限りではほぼ拮抗してくる。以下列挙してみたい。

まず章帝期のものとしては、章帝紀、永平十八（七五）年条に、是の年、牛、疫す。京師及び三州大いに旱りし、詔して兗・豫・徐州は田租・芻粟を収むることなかれ、其れ見穀を以つて貧人

に賑給せよ、と。

と租税減免の措置を京師の他に「兗州・予州・徐州」に限定した事例がある。

和帝期には、和帝紀、永元十四（一〇二）年条に、

是の秋、三州雨水す。冬十月甲申、詔して「兗・予・荊州は今年の水雨、淫^{はなはだ}く過ぎ、多く農功を傷なふ。其れ被害の什に四以上なるものをして皆田租・芻粟を入ること半ばならしめ、其れ満たざる者は、実を以て之を除け。」と。

と「兗州・予州・荊州」を対象として租税の減免措置が採られたことが記され、永元十六（一〇四）年二月己未条の詔文では「兗・予・徐・冀の四州」を対象として長雨に起因する不作への対策が述べられている。

順帝期には、順帝紀、永建二（一二七）年二月甲辰条の、

詔して荊・予・兗・冀四州の流冗せる貧人に粟貸し、在る所に之を業に安んぜしめ、疾病には医薬を致せ、と。

とある「荊州・予州・兗州・冀州」を対象とする振救を主とする政策があり、その他には、とりわけ「冀州」を対象とした、永建六（一二二）年から陽嘉元（一三三）年にかけての事例を指摘できる。³²⁾

桓帝期に入つても、桓帝紀、建和元（一四七）年二月条の、

荊・揚の二州の人多く餓えて死せば、四府の掾をして分行して賑給せしむ。

の「荊州・揚州」を対象とする施策がある。³³⁾

なお、ここにみた「州」を単位とする諸政策が施行された場合に、実際にその措置にあつたのはその州の配下の郡であつた可能性は捨

てきれないが、仮にその見方のほうに妥当性があるにせよ、後漢に入って、中央と郡とを媒介する重要な機構として州を認識して地方統治が行われていたことを象徴する記事群であるとはいえるだろう。³⁴

(五) 郡の変容と漢代における「郡県制」支配の変質—小結

前節までの検討の結果は、前章で見た、重近・紙屋・佐藤氏らの見解に概ね一致し、前漢の遅くとも元帝期以降において、中央が地方支配を行う際に、様々な形態での郡の介在が顕在化してきたとするこれまでの理解を補強することができた。紙屋正和氏が指摘したように、前漢の初期までは地方行政の主たる担い手は県令であり「県」が国家の地方統治の基幹となっていた³⁵が、前漢中期以降その機能が郡に管掌されるようになった。前節までの本稿での成果を加味すれば、詔文の形に表象される国家の政策のなかの位置づけでも、国政遂行上在地社会との重要な媒介機構として郡が位置づけられるようになったのである。さらに付言すれば、前漢極末期以後には早くも州がその郡の位置に取って替わる傾向すら見せ、後漢になればその傾向がより明確になっていくことも示せたが、これについてはすでに別稿で述べたこともあり、³⁶前漢期に関しては次章でも簡単に触れるので、ここでは指摘にとどめておく。

さて、前漢中期以降において郡が地方統治に関する中央の政策の中核に位置づけられたことは、本稿で取り上げた両漢書の帝紀以外の史料を使って傍証することが出来る。以下、本節において、二つの論点を一瞥することで、本章の小結にかえたい。

まず、第一に、両漢書において勸農や民衆教化に尽力した地方官

として立伝される場合に、そこで顕彰されている行為が郡太守としてのそれであることと、それに関連して特に『漢書』循吏伝に立伝された地方官が概ね宣帝期に集中していることである。

実例を見ていこう。巻八九、循吏伝、召信臣伝には、彼の南陽太守としての職務を、

信臣、人と為り勤力にして方略あり、好みて民の為に利を興し、務め之を富ますにあり。躬から耕農を勧め、阡陌に出入し、離郷の亭に止舎し、居に安んずることある時は稀なり。行りて郡中の水泉を視、溝瀆を開通させ、水門堤閼を起すこと凡そ數十処、以て広く溉灌し、歳歳増加し、多きは三万頃に至る。民、其の利を得て、蓄積に余りあり。信臣、民の為に均水約束を作り、石に刻みて田畔に立て、以て分かち争ふを防ぐ。(中略)其の化、大に行はれ、郡中、耕稼力田せざるはなく、百姓之に歸し、戸口増倍し、盜賊獄訟、衰へ止む。

と伝えている。この記事で注目すべきは、召信臣その人が勸農のために自ら阡陌、すなわち田間の道路に入っていたと記されていることと、農業用水に関する争いを未然に防止する目的で「均水約束」が作られていることである。これは確かに召信臣という特異な個性によるところが大きいのもかもしれないが、極めて明瞭な形で、地方官が在地社会の内部に入り込んだ事例として着目されるべきである。³⁷

続いて後漢の事例を見ておきたい。一つは『後漢書』列伝二一、杜詩伝に、

(建武)七(三二)年、南陽太守に遷る。性、節儉にして政治清平なり、暴を誅するを以て威を立て、計略に善く、民の役を省

愛す。水排を造作し、鑄して農器を為し、力を用ゐること少なくして、功を見ること多く、百姓之を便とす。又、陂池を修治し、広く土田を拓けば、郡内室を比べて殷足せり。

とあり、『後漢書』列伝一九、鮑昱伝に、明帝永平年間に汝南太守となつた後のこととして、

郡に陂池多く、歳歳決壊し、年ごとに常に三千余方を費やす。昱、乃ち上りて方梁と石澗を作れば、水常に饒足し、人、以て殷富たり。

とあり、地方官が任地にあつて治水灌漑に腐心した様子が見て取れよう。召信臣の事例も含めた、郡太守が治水事業を推進し、積極的に勸農に関与したこれらの事例は、とりもなおさず本章での両漢書帝紀の諸記事と同一次元にあるものとして理解できよう。³⁸⁾

第二に、国家が主体となつていた求雨祭祀に関して、郡太守が施行した可能性もあることである。そもそも、漢代の地方官は、「水」を齎すべき存在として考えられていた可能性がある。『後漢書』列伝七一、独行列伝、諒輔伝に、

郡に仕へて五官掾と為る。時に夏にして大いに旱し、太守自ら出でて山川に祈祷するも、連日、降る所なし。輔、乃ち自ら庭中に暴され、慷慨して呪ひて曰はく、「輔、股肱と為り、諫を進め忠を納れ、賢を薦め悪を退ぞけ、和して陰陽を調べ、天意に承順する能はざれば、天地をして否隔し、萬物をして焦枯せしむるに至り、百姓喁喁とするも、訴告する所なきは、咎、尽とく輔にあり。今、郡太守、服を改めて己を責め、民の為に祈福すること、精诚懇到なるも、未だ感徹することあらず。輔、今、

敢へて自から祈請し、若し日中雨ふらざるに至れば、身を以て無状を塞がむことを乞はむ。」と。ここにおいて薪柴を積み芟茅を聚めて以て自から環らし、火を其の傍に構へ、將に自から焚かむとす。未だ日中に及びざりし時、天雲晦がり合し、須臾にして雨を澍おし、一郡、沾潤せり。

とある、広漢郡の郡太守が山川に祈祷しながらも雨が得られなかつたので、それに業を煮やした諒輔が自らを犠牲にする意志を示して実際に行動に移し、俄に雨を得ることが出来たという逸話がある。史実であつたと即断できる内容ではないが、ここには太守が祈つて雨が得られないのはその補佐役である自分の責任であるとの諒輔の意志を汲むことができ、少なくとも当時の人々の認識として、雨が少ないときには地方官が先頭に立つて雨を齎せるように努力すべきであるという思潮があつたことが窺える。

それが、恐らく、『統漢書』礼儀志、請雨条に、

立春より立夏に至りて立秋に尽くるまで、郡国は雨沢を上る。³⁹⁾
若し少なければ、郡県、各おの社稷を掃除し、其れ早たれば、公卿官長は次を以て雩礼を行ひて雨を求む。

とあり、同志劉昭注引『漢旧儀』には、

求雨、太常、天地・宗廟・社稷・山川に禱りて以て賽り、各おの其の常牢の如くするは、礼なり。四月・立夏に早すれば、乃ち求雨禱雨するのみ、後に早すれば、復た重ねて禱るのみ、立秋に訖れば、早すると雖ども禱りて雨を求むるを得ざるなり。

とある、漢代の求雨祭祀の規定に繋がっているものと思われる。『漢旧儀』の規定を見る限りでは求雨祭祀は太常の管轄とされているが、

礼儀志に記される「公卿官長」の実施する雩礼の前段に少雨の場合の郡県による「社稷の掃除」が規定されていることから、祭祀の全てが太常に任されたと考えるのではなく、何らかの形で郡県も求雨祭祀には関与していたと考えて良いものと思われる。諒輔伝の記事と考え併せれば、漢代の郡太守が何らかの形で求雨祭祀に携わっていたことは確実であり、その歴史の意味も本章での検討結果の延長上で捉えられよう。

第三章 前漢における刺史の「行政官化」への試論

前章での検討の結果、遅くとも前漢の元帝期以降、中央の勸農・救荒等の政策遂行にあたって、郡の位置づけの重要性が増大したことが明らかになった。本章では、そうした「郡の位置づけ」の変容が、監察官であった刺史の性格に何らかの変化を及ぼした可能性につき、仮説を提示していくこととしたい。

前漢武帝期に設置された、郡国の守相の監察官としての刺史については、その由来・職掌等について、すでに基本的な事項は明らかにされている。⁴⁰『漢書』顔師古註や『続漢書』劉昭註に引かれた蔡質『漢官典職儀式選用』⁴¹に見える所謂「六条詔条」から、刺史の監察の対象が郡太守と地方の豪族とに向けられたことも周知に属する。

また、近年では王勇華氏が前漢の刺史に関して、監察官であると考えられるが故に中央においては御史中丞に繋属していたと従来は考えられていたことに対して、行政組織上は丞相に所属していたと述べ、監察機能を有する刺史はその設置当初から純然たる地方行政官吏ではないものの、「行政的職能」である「行政的監督権」を保持

していたのであって、後世刺史が行政官に「転化」し、「州」が地方行政編成の主体となっていく要因は実は制度の設定時から存在していたとの主張を展開している。⁴²王氏の見解への私見の一端を以前簡略に述べたことがあったが、本章の検討を通じて、そこでの私見を補強することも本章の狙いとしていたい。

さて、夙に王鳴盛が、『十七史商榷』巻一四、刺史察藩国において、百官表に、部刺史詔条を奉じて州を察す、と。師古、漢官儀を引きて、惟一条のみ強宗豪右を察す。其の五条は皆二千石を察す。而るに諸伝中を歴放するに、凡そ此官に居る者、大率、皆な藩国を督察するを以て事と為せり。

と指摘し、藤岡喜久男氏は「然し当時の刺史の活躍は、昭帝時代の一件と宣帝時代の六件、計七件に上る侯王国に関するものに」⁴³尽きること言明し、それらが「封建侯王対策であり、決して郡国と中央との政治的結びつきの緊密さを予想せしめない」と述べるように、宣帝期までの刺史が「六条詔条」の規定とは異なった職務―中央による諸侯王・列侯対策―に専心していた可能性を示唆している。本章はこの問題を手掛かりとして考察を進めていくこととしたい。

(一) 宣帝期までの刺史

確かに、宣帝期までにかけて、実際に刺史の職務内容が確かめられる事例の内容は、藤岡氏の指摘の通りである。

昭帝期の青州刺史・雋不疑については、巻七一、雋不疑伝に、

武帝崩じ、昭帝即位す、而るに齊孝王の孫、劉沢、郡国の豪傑と交結して謀反し、先づ青州刺史を殺さんと欲す。不疑、発覚

し、収捕し、皆、其の辜に伏す。擢せられて京兆尹と為り、錢百万を賜はる。

とあり、皇族に連なる劉沢の謀反を摘発し関係者もるとも逮捕している。この事件の背後には、武帝死後の昭帝の即位に不満を持っていた燕王・劉旦の存在があり、雋不疑が捕らえた劉沢は、劉旦と共に謀していたものである⁴⁶。

続いて、宣帝期の事例を見ていきたい。諸侯王個人の不道德な行為を刺史が摘発した事例が目立つ。まず、冀州刺史・某林について、卷四七、文三王伝、代王劉年条に、

地節（前六九く前六六年）中、冀州刺史・林の奏すらく、年、太子為りし時女弟・則と私通せり。年、立ちて王と為りし後に及びて、則、年の子を懐き、其の壻、挙ぐるなからしむ。則、曰はく、「自から来りて之を殺せ。」と。壻怒りて曰はく「王の為に子を生む、自から王家をして之を養はせよ。」と。則ち児を頃太后の所に送らす。相、聞知し、則に禁止し、宮に入る得ざらしむ。年は從季父をして往来に則を送迎せしめ、連年絶へず。有司、年を淫乱たると奏し、年は坐して廃せられて庶人と為る。とあるのは、妹と私通して子まで設けた諸侯王が刺史の奏事を経て廃された事例であり、卷三八、高五王伝、菑川王劉終古条に、

五鳳（前五七く前五四年）中、青州刺史の奏するに、終古は愛する所の奴と八子及び諸御婢と姦せしめ、終古或ひは被席に參與し、或ひは白昼羸伏せしめ、犬馬のごとく交接させ、終古親から臨観す。子を産めば、輒ち曰はく、「乱れて知る可からず、其の子をして去らしめよ。」と。事、丞相御史に下され、奏する

に終古位は諸侯王、以て八子・秩比六百石なるを置かしむるは、嗣を広げ祖を重んずる所以なり。而るに終古は禽獸のごとく行ひて、君臣夫婦の別を乱すは、人倫に悖逆せる、請ふらくは逮捕せんことを、と。詔ありて、四県を削る。

とあるのも、性的に紊乱した生活を送った菑川王劉終古が青州刺史の奏事を経て丞相・御史に措置が委ねられ封邑のうち四県を削減された事例である。

性的な不道德さに類似の例として、甘露年間（前五三く前五〇年）に冀州刺史を務めた張敞が奏上したもので、卷五三、景十三王伝、河間王劉德伝附劉元の条に、

元、故の広陵厲王・厲王太子及び中山懷王の故の姫廉等を取りて以て姫と爲す。甘露中、冀州刺史・敞、元を奏し、事、廷尉に下し、廉等を逮召す。

とある記事を掲げておきたい。

個人の性癖に還元できない、どちらかというとな家の治安維持に対する妨害行為に近い行為を諸侯王自身が行っていた事例としては、これも張敞が冀州刺史を務めていた時におこった事件で、卷七六、張敞伝に、

押して冀州刺史と為す。敞、亡命より起ち、復た奉使して州を典どる。既にして部に到れば、広川王国の羣輩、不道、賊連発して、得へられず。敞、耳目を以て賊の主名・区処を発起し、其の渠帥を誅す。広川王の姫の昆弟、及び王の同族、宗室の劉調等、通行して之がために囊橐^{かふま}へば、吏、逐捕窮宥すれども、蹤迹は皆王宮に入る。敞、自から郡国の吏を將る、車數百両も

て、王宮を囲守して、調等を搜索すれば、果たして之を殿屋の重轅中に得。敵の傳史、皆、捕格して断頭し、其の頭を王宮の門外に懸く。因りて広川王を劾奏す。天子、法を致すに忍びず、其の戸を削る。

とある。諸侯王以下の盜賊の渠帥らとの結託の摘発を挙げることが出来る。また、やや特異な事例として、揚州刺史・某柯が、海昏侯とされていた霍光によつて皇帝を廢位されたもの昌邑王・劉賀を摘発した事例で、卷六三、武王伝附昌邑王賀伝に、

数年して、揚州刺史柯、賀の故の太守卒史孫万世と交通するを奏す。万世、賀に問ひて「前に廢せられし時、何ぞ堅く守りて宮を出でて大將軍を斬らざらん、而して人の璽綬を奪ふを聴すか。」と。賀、曰はく「然れり。之を失へり。」と。万世、又、以ふに賀の且に予章に王たらんとすと、久しからずして列侯と為らんと。賀、曰はく「且に然らむ、宜しく言ふべき所にあらず。」と。有司案驗して、逮捕を請ふ。制して曰はく「戸三千を削れ。」と。後ち、薨す。

とある事件を挙げておこう。この事件は、卷一三、王子侯表に記される劉賀の没年（神爵三（前五九）年）からそう遠くない神爵元年から二年頃（前六一〜前六〇年）にかけて起こつたと考えられる。

唯一、宣帝期までに何らかの職務を果たした事跡が確かめられる刺史で、以上の事例と性格が異なると思われるものは、揚州刺史を務めた魏相のものだけであつて、卷七四、魏相伝に、

揚州刺史に遷る。郡国の守相を考案して、貶退する所多し。

とある。魏相が揚州刺史の地位にあつたのは昭帝の元鳳年間（前八

〇〜前七五年）である。漠然としているとはいへ、この魏相の事例がある以上は宣帝期までの刺史が諸侯王ないし列侯の督察にだけ専心していたとは言えない。しかし、『漢書』のなかの記事の残り方から推測して、全般的傾向として、宣帝期までは、諸侯王・列侯が主な刺史の督察の対象となつていたことは十分に想定できる。

（二）元帝・成帝期の刺史

前節での想定は、元帝期以降の事跡が判明している刺史の事例を見れば、より明確になるものと思われる。建昭五（前三四）年に兖州刺史を務めた浩賞は、卷二七、五行志に、

建昭五（前三四）年、兖州刺史・浩賞、民の私かに自から立つる所の社を禁ず。とあつて、私社を禁じている。また、益州刺史を務めた王尊の事例は、卷七六、王尊伝に

益州刺史に遷る。是に先んじて、琅邪の王陽、益州刺史と為り、部を行りて邛郫の九折阪に至る、歎じて曰はく「先人の遺体を奉ずるに、奈何ぞ数此の險に乗らん。」と。後、病を以て去る。尊の刺史と為るに及びて、其の阪に至り、吏に問ひて曰はく、「此れ王陽の畏るる所の道に非ざるや。」と。吏、対へて曰はく「是なり。」と。尊、其の馭を叱して曰はく「之を驅けよ。王陽は孝子為れば、王尊は忠臣為らん。」と。尊、部に居ること二歳、徼外を懐来して、蛮夷、其の威信に帰附す。博士・鄭寛中、使はされて風俗を行り、尊の治状を奉奏す、遷りて東平の相と為る。

とある。前任者がその険しさに通過することを尻込みした九折坂を

積極的に越えたとの逸話は、前任者であった王陽が必ずしも益州全域に渡つて職務を誠実に実行したとは思えないことを示しつつ、王尊が熱心に職務を遂行したことを示しているように、蛮夷を帰附させるだけの政治的な働きかけをしたことも想定できる。なお、この王尊の前任者・王陽が益州刺史であったのは宣帝期のことである。宣帝期以前の刺史が、少なくとも職務の一環として自己に与えられた監察区域を巡回することは確かめられよう。

さらに成帝の時期になると、制度が想定した明白な監察官としての刺史の例が登場してくる。鴻嘉年間（前二〇〜前一七年）には益州刺史を務めた孫宝がいる。卷七七、孫宝伝に、

鴻嘉中、広漢に羣盜起り、選ばれて益州刺史と為る。広漢太守の扈商なる者は、大司馬車騎將軍王音の姉の子にして、軟弱にして職に任へず。宝、部に到り、親から山谷に入り、羣盜に諭告して、本に非ざれば造意せず、と。渠率も皆、過を悔いるを得て自から出でれば、田里に帰らしむ。自から矯制せるを効し、商の乱首たるを奏し、春秋の義に、首悪を誅するのみと。商も亦、宝の縦す所或ひは渠率の当に坐すべき者あるを奏す。商、徴されて下獄し、宝も失に坐して死罪なれば免ぜらる。益州の吏民、多く宝の功効を陳べ、言へらく車騎將軍の為に排せらる、と。上、復た、宝を拜して冀州刺史と為し、丞相司直に遷る。

とあるのは、当時の外戚で中央政界の有力者・王音の縁者であった広漢太守が、発生した羣盜について適正に対応できず「軟弱にして職に任へ」ざる状態であったために、羣盜の主と同質であるとして奏事した事例であり、まさしく六条詔条の規定に沿うものである。

やはり成帝期に揚州刺史を務めた何武の事例も、前漢末期の刺史の事例として着目しなければならない。卷八六、何武伝に、

(1) 揚州刺史に遷る。挙奏する所の二千石長吏、必ず先づ露章し、罪に服せる者虧除を為して、之を免ずるのみなるも、服さざれば、法を極めて之を奏し、罪に抵たるは或ひは死に至る。

(2) 九江太守戴聖、礼経に小載と号する者なるも、治を行ふに不法多かるも、前の刺史は其の大儒たるを以て、之を優容す。武の刺史と為るに及び、部を行りて囚徒を録し、挙ぐる所あれば以て郡に属せしむ。聖曰はく「後進生何をか知る、乃ち人治を乱さんと欲するか。」と、皆決する所なし。武、従事をして其の罪を廉得すれば、聖懼れ、自ら免ず。（中略）

(3) 武、刺史と爲りて、二千石に罪あれば、時に応じて挙奏し、其の余、賢と不肖と之を敬まふこと一の如し、ここをもつて郡国のおのおの其の守相を重んじ、州中清平なり。部を行れば必ず先づ学官に即き諸生を見、其の誦論を試し、問ふに得失を以てし、然る後に伝舎に入り、記を出だして墾田の頃畝、五穀の美悪を問ひ、已にして乃ち二千石に見ゆ、以て常と為す。

(4) 初め、武、郡吏たりし時、太守何寿に事ふ。寿、武の宰相の器あるを知り、其の同姓の故を以て之に厚くす。後、寿、大司農と為り、其の兄の子、廬江の長史たり。時に、武、奏事ありて邸に在り、寿の兄の子も適長安に在れば、寿、為に具に武の弟顯及び故人楊覆衆等を召し、酒酣にして、其の兄の子を見せて、曰はく「此の子、揚州の長史なるも、材能驚下、未だ嘗て省見せられず。」と。顯等、慙づこと甚しく、退きて以て武に謂へば、武、曰

はく「刺史は古の方伯、上の委任する所にして、一州の表率なり、職は善を進め悪を退くるにあり。吏の治行に茂異あり、民に隱逸あれば、乃ち当に召見すべきも、私かに問ふ所あるべからず。」と。顯・覆衆、之に強ひ、已むを得ずして召見し、廬酒を賜ふ。歳中、廬江太守、之を擧ぐ。其の法を守りて憚らるることかくのごとし。刺史たること五歳、入りて丞相司直と爲り、丞相の薛宣、敬ひて之を重んず。

とあるものである。(1)の部分は、郡太守を監察する際の何武の姿勢を示しており、その具体例として、(2)で、最終的には自ら九江太守を退くことになる戴聖とのやりとりが記されている。前任者が戴聖が大儒であることを理由に優遇していたことも意に介することなく処置している。(3)は、何武が郡国に監察に赴いた際の執務態度が記され、監察という行為を媒介として社会の実際の内情にも精通するようになった刺史の実例と理解することができる。(4)では「刺史は古の方伯」「一州の表率」という何武の刺史という職務に関する自負が示されている。

以上の、武帝期に設置されて以降具体的に職務内容が伝えられる刺史の諸事例の通時的な検討結果を、前章までの検討成果の延長上にどのように理解することが出来るか、次節において本章のむすびにかえて簡潔に述べたいと思う。

(三) 前漢における刺史の性格

本章第一節で提示した、昭帝期と宣帝期における、刺史が諸侯王や列侯を督察する事例の背後には共通性があり、宣帝期での事例が

どの段階で発生したものであるかを考慮することで、その共通点が見えて来る。

すでに述べたように、昭帝即位直後の青州刺史雋不疑の事例の背後には、武帝死後の昭帝擁立という事態に伴う皇帝の權威の動揺があった。半世紀に及ぶ武帝の死後にわずか八歳の皇帝が擁立され、その背後には武帝の側近であった霍光・金日磾・上官桀らの姿があったことに対する疑念は、卷六三、武五子伝、燕王旦条において、劉沢らの情宣活動について、

詐言するに以て武帝の時に詔を受け、吏事を職とするを得、と。武備を修め、非常に備ふ。(中略)即ち、劉沢と謀りて姦書を為し、言へらく少帝は武帝の子に非ず、大臣の共に立つる所なれば、天下、宜しく共に之を伐つべし、と。人をして郡国を伝行せしめて、以て百姓を揺動さす。

と伝えられるように、民衆に動揺を与えるのに充分だったのである。一方、宣帝期の事例はどのように解し得るか。宣帝は一般に前漢の中興に功のあつた皇帝とされるだけに、幼くして帝位に即いた昭帝とは事情が異なると考えるほうが自然なのかもしれない。しかし、宣帝の即位の事情もかなり微妙である。宣帝は、巫蠱の乱で死に至つた衛太子の孫にあたり、乱の際に太子の一族が全て殺害されたにも関わらず、襁褓の身であることよって一時的に獄に下され、死の危険があつても丙吉の力によつて免れ、最終的には後宮にて養育されていた人物である。成人した宣帝その人が本当に武帝の曾孫であるのかと疑念を抱かれるという点においてはさきに見た燕王旦伝の中で武帝の子ではないとされている昭帝を遙かに凌駕しよう。その

宣帝が帝位に即いた際には、しかし、何の混乱も見られなかった。これはとりもなおさず当時事実上国政の第一人者の位置にあつた霍光のもつ政治的権勢に負う所が大きい。西嶋定生氏の指摘する⁴⁹ように、桑弘羊・上官桀らの政敵を駆逐し、昭帝死後に一旦は皇帝に擁立した昌邑王劉賀の廃立すら思うがままであつた霍光の勢威の前には、仮に諸侯王の地位にある人物が宣帝擁立に不満を持つても、それを公然化させることは極めて困難であつたと考えられる。以上要するに、宣帝その人の皇帝としての正当性は、事実上国政を壟断していた霍光の政治力があつて初めて成立していたと考えられることを指摘しておきたい。

霍光の在世中は、宣帝は隠忍自重したとされ、霍光の死後、霍氏一族から政治的実権を剥奪して窮地に追い込み謀反の疑いをかけて誅滅することで、ようやく宣帝は親政の実施に至つた。宣帝の治世が循吏の登用など地方政治を重視して農業社会の安定を図つたことに代表されるように、確かに後世の史書の宣帝に対する評価は「中興の祖」としてのそれであつて、霍氏死後の政局に不安定さを見出す見解は、これまでのところ管見には入っていない。しかし前節で見た宣帝期の刺史の諸侯王等の摘発の事例は、そのほとんどが霍光死後に発生したものと認められるのである。霍光死後に発生したという点から、これらの事例は、藤岡氏の言うように「武帝末以来宣帝時代にかけて、地方政治が重視される一方、実際には中央と地方とが少なくとも刺史を通しては政治的に緊密に結びついていなかった」⁴⁹事例と見なすのではなく、自らの最大の後見役であつた霍光の死を受け自身の皇帝としての正当性の確保に不安を抱いた宣帝に

よつて採られた、積極的な一種の諸侯王・列侯対策として見るべきなのではないだろうか。

少なくとも、霍光に廃されたもとの昌邑王・劉賀は、宣帝にとつては気にせざるを得ない存在であつた。劉賀は皇帝位を廃された後、もとの封国への帰還は許されるものの、二千戸の湯沐邑を与えられるばかりで、封国であつた昌邑国も山陽郡とされてしまつていたが、ともかくは健在であつた。その劉賀の居所である山陽郡の太守であつた張敞に対して、宣帝は、霍光死後にあたる元康二（前六四）年のことであるが、卷六三、武五王伝附昌邑王賀伝に、

（宣帝は、即位するも、心の内に賀を忌み、元康二年、使者をしつて山陽太守張敞に璽書を賜ひて曰はく、「山陽太守に制詔す。其れ謹みて盜賊に備へ、往來の過客を察せよ。書を賜ふ所を下すことなかれ。」と。

とある指示を与え、張敞はそれに対して劉賀の生活ぶりについての細かい報告を行っている。これは宣帝の意図を張敞が察して引用した記述に続けて劉賀伝に載せられている詳細な劉賀の生活ぶりを報告したものとと思われる。宣帝は張敞の報告を受けて「賀の忌むに足らざる」を知つた、と劉賀伝には記されているが、この一事を見ても、宣帝が、自己の皇帝位にあることに対して何らかの不安感・後ろめたさのようなものを持つていたことは明瞭である。

本節のここまでの検討を踏まえれば、第一節で示した昭帝・宣帝期の刺史の職掌が諸侯王や列侯の督察に偏向していた理由も理解できよう。つまり、前漢の刺史は、設置当初においては諸侯王・列侯の督察の職務に当たるものが多く存在していたが、それは、昭帝・

宣帝の即位の事情に内在した帝位に在ることに対する正当性への不安に由来するものだったのではないか、ということである。もちろん昭帝即位直後の燕王旦の事例を除いて、昭帝期・宣帝期の諸侯王や列侯が直接中央に反旗を翻そうとした訳ではないから、本稿での私見は憶測の域を出ない訳であるが、しかし、劉賀伝に記された廃帝劉賀の存在に対する宣帝の思いを考えれば、他の諸侯王・列侯に對するある種の負い目ないしは不信感のようなものが存在していたと見ても大過なからうと思われる。宣帝が山陽太守張敞に對して示唆したものと同様の趣旨の指示が各州の刺史に對しても発せられ、第一節で見た他の事例はそれに呼応して摘発が行われたものではないか、といささか憶測を逞しくすることも許されるのではないか。

ただ、以上の検討をもつて宣帝期までの刺史は諸侯王列侯對策のためのみに設置されていた、とまでは断ずることはできなからうと思われる。事実、第一節に見た魏相の事例は、「六条詔条」に基づく任務を揚州刺史であった魏相が遂行していたことを示しているし、その他、武帝紀、天漢二（前九九）年条に

泰山・琅邪の羣盜・徐牧等、山を阻^ほみて城を攻め、道路通ぜず。直指使者暴勝之等をして繡衣を衣せ杖斧せしめて部を分かちて逐捕せしむ。刺史郡守以下皆誅に伏す。

とある記事は、本来盜賊の鎮圧に当たらなければならない刺史が充分に職責を果たせずに誅せられてしまったことを示すが、このことはとりもなおさず武帝期の刺史が「六条詔条」に依拠した監察官としての責務を負っていたことも示している。

従つて検討すべきは、宣帝期まで諸侯王らの督察に任じた刺史の

事例ばかりが史乘に多く残った要因ということになる。もとより、編纂史料である『漢書』に依拠した考察であるから、これまた憶測の域を出ないものとなるが、少しく前漢末における刺史の「行政官化」まで見通した私見を披瀝して本節を閉じたいと思う。かつて藤岡氏は、その要因について「郡国と中央との政治的結びつきの緊密さ」の欠如がしからしめたと理解した訳であるが、これは事の一面は正確に把握されているが、別の一面については補足が必要であろう。先に論じたように、宣帝期までの事例は確かに藤岡氏の言う「封建侯王」對策ではある。しかし、その背後には、皇帝權威の動揺ないしは皇帝位に即いている人物の皇帝としての正当性に対する不安の念が横たわっていたのであつて、むしろある意味では「中央」と「地方」との間には一種の政治的緊張が存在していたと考えられる。武帝以前の封建侯王對策とはやや文脈を異にした、しかしながら当事者―昭帝期であれば霍光・宣帝期においては宣帝自身―にとつては極めて切実な政治的課題であつたと思われるのである。

しかし、一方で藤岡氏の言う「郡国」と「中央」の結びつきがまだ希薄であつたとの言及は、本稿第二章での前漢の救荒・勸農等の諸政策の通時的分析と併せ考えれば首肯できる部分が多い。それらの政策を發布する詔文のなかで、郡が明確に意識されるようになったのは、ようやく宣帝の治世に入つてからではなかつたか。これもまた憶測に留まることとなるが、「六条詔条」に規定される刺史の職務が遂行されなければならないほど現実の郡太守や国相が實際の地方統治上に重要な地位を占めるようになるには、宣帝ないしは元帝の治世を待たなければならなかつたのであろう。事実、前節で見た

ように、元帝期以降に史乘に散見する刺史の執行した職務は「六条詔条」に規定される刺史そのもののそれであった⁵⁰。その歴史的帰結の一つが、成帝期に冀州刺史を務めた朱博にまつわる以下の有名な逸話に示されている。すなわち、

博は本は武吏、文法を更せず、刺史と為りて部を行るに及び、吏民数百人道を遮りて自から言ひて、官寺は尽く満つ、と。従事の白請するに、且に此の県に留まりて諸の自から言ふ者を録見して、事畢りて乃ち発せむ、と、欲するに以て博を觀試せんとす。博は心に之を知りながら、外に駕に趣することを告ぐ。既に駕の弁せらるるを白す、博は出でて車に就きて自ら言ふ者を見て、従事をして明勅して吏民に告げしめて、「県の丞尉に言はんと欲する者は、刺史は黄綬を察せざれば、おのおの自から郡に詣れ。二千石の墨綬長吏を言はんと欲する者は、使者部を行りに還りてより、治所に詣れ。其の民の吏の冤とするとなり、及び盜賊辭訟の事を言はんとするは、おのおの其の部従事に属せしめよ。」と。

とある、刺史の監察対象の拡大―二千石の「長吏」層まで及んでいく―である。もう一つは、前節で見た何武伝の記述のなかに見える、何武が自負を込めてということではあるが、刺史のことを「古之方伯」「二州表率」と語ったことである。仮に、重近氏の見解に依拠して、宣帝期までには豪族の維持する共同体的秩序をもとに郡段階で一応完結する郡豪族社会の形成がなされたと理解した時、そうした郡段階までの社会の変容を基礎に、それに対応ないしは對抗する意味合いもあって、刺史が徐々に監察官としての本来の役割を的確

に果たすようになり、その後限りなく地方行政官と言うべき「州牧」へと転化していったのではないかと思われる。その萌芽は、成帝紀、鴻嘉元（前二〇）年春二月条の詔に、

「朕、天地を承け、宗廟を獲保するも、明に蔽ふ所あり、徳は綏んずる能はず、刑罰は中らず、衆は職を失ふことを冤み、闕りて訴へを告ぐる者は絶へず。是を以て陰陽錯謬し、寒暑序を失なひ、日光らず、百姓辜を蒙り、朕、甚はだ焉を悶ふ。書に云はずや。『即し我れ事を御するに、克き者寿罔ければ、咎は厥れ躬にあり』と。方に春の生長する時ならんとせば、臨みて諫大夫・理等をして三輔・三河・弘農の冤獄を挙げしむ。公卿大夫・部刺史は明らかに守相に申勅し、朕が意を称へよ。（後略）」

とあって、すでにこの段階で「部刺史」が「守相」に皇帝の意志を伝達する職責を負わされていることにも求められよう。

以上の本章での検討に大過ないとすれば、本章冒頭で触れた王勇華氏の見解について、王氏のいう「行政的監督権」とは、仮に氏の言うように制度の当初から伏在していたものであったとしても、現実の問題としては、中央から見て「郡」との関係がより重要となりつつあった宣帝期頃から顕在化していったもの、と見直すことも出来るのではないかと思われる。

結 言

本稿で得られた成果を簡略にまとめると次のようになる。

まず第一には、第一章で検討した重近啓樹・紙屋正和・佐藤直人

三氏の研究成果の驥尾に付しつつ、両漢書の帝紀に登場する勸農・救荒等に関する諸政策の遂行にあたって発せられた詔文類の中における「郡」の取り上げられ方に着目して考察を加えた結果、中央政府から見た場合には当該諸政策の実行において、おおむね宣帝期を境に、元帝期以降においては確実に、「郡」の重要性が増大していったと考えられることである。

第二には、前漢期において遂行した職務が明瞭である刺史について、その内容を検討した結果、宣帝以前においてはそのほとんどが諸侯王・列侯の督察であり、これは昭帝の即位直後もしくは霍光死後における宣帝という、皇帝の地位にいることの安定性が弱化した状態において採られた積極的な諸侯王対策である可能性が高いということである。これは、宣帝期以前における「郡」のあり方では、「六条詔条」に依拠した地方官の監察の重要性もまだ顕在化しないままであったのではないか、ということの傍証ともなる。

中央から見た「郡」の位置づけに関して、基本的な理解の枠組みは、重近・紙屋・佐藤三氏に依拠することとなり、その意味では本稿の第二章は先学三氏の成果に対する文字どおりの蛇足となった憾みがある。一方で、その成果を元に、前漢期における刺史の性格の変化について若干の私見を述べることはできた。ちなみに、成帝・綏和元（前八）年に「州牧」と改称されて以降、後漢光武帝・建武十八（後四二）年に「刺史」の名称に再び落ち着くまで、「州」を主宰する官吏の名称は目まぐるしい変遷を重ねることになる。従来の後漢の刺史と州に関する私見の妥当性の吟味のためにも、この名称の変遷の持つ歴史的意味の解明は急がれるところである。本稿で得

られた前漢の刺史に関するささやかな知見を基礎に、追求していかなければならない課題でもある。

註

(1) 一九六〇年前後に展開された、西嶋定生・増淵龍夫・木村正雄の三氏を中心とする古代国家形成（構造）論においても、論者によって濃淡の差こそあれ、何らかの形で「郡」ないし「県」が分析の対象にされていたことを想起されたい。

(2) 所謂「郡国制」が前漢の建国当初には施行され、景帝・武帝期にかけて「実質的郡県制」化が進行したことは周知に属するが、一方で形式的であるにせよ「諸侯王国」は残存した。しかしその諸侯王国については、独自の官制を保持していたこと（紙屋正和「前漢諸侯王国の官制―内史を中心にして―」『九州大学東洋史論集』三、一九七四）や、特に後漢にあつて国家の「藩屏」として象徴的な政治的意味を保持していた可能性（拙稿「後漢書」所見諸侯王列侯関連記事窺管―後漢の諸侯王・列侯について―池田温編『日中律令制の諸相』『東方書店』二〇〇二）を別にすれば、紙屋氏の指摘する通り、地方統治のための機関としては郡と共通する側面が多い。以下、本稿においては諸侯王国も含む意味で、「郡」と表記する。

(3) 「郡」や「県」に関しての基礎的な制度史的研究として、鎌田重雄「郡県制の起源について」（『東京教育大学東洋史学論集』一九五三）・『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九六二）、嚴耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』（中央研究院歷史語言研究所專刊四五A、一九六二）第二章「郡府組織」第三章「郡尉」第四章「郡国特種官署」第五章「県廷組織」、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下（齊魯書社、一九八五）第二編「地方官制」などがある。なお、「郡県制」も含めた、我が国における漢代官僚制研究の研究史については、米田健志「日本における漢代官僚制研究」（『中国史学』一〇、二〇〇〇）を参照。

(4) 佐藤直人「秦漢期における郡―県関係について―県の性格変化を中

- 心に―」（『名古屋大学東洋史研究報告』二四、二〇〇〇）。
- (5) 拙稿「後漢時代の国家と社会」（『歴史学研究』七二六、一九九八）・「漢代州制再放―国家統治機構としての州についての基礎的考察―」（『歴史』九九、二〇〇二）・「漢代の国家統治機構における亭の位置」（『史学雑誌』一一二一八、二〇〇三）。なお、拙稿「漢代の国家統治機構における亭の位置」は、後漢において、警察・軍事施設としての機能を有して国家統治の末端で治安の維持に当たっていた亭が、統轄上、州と結合するようになったとの私見を述べたものである。
- (6) 纒に、拙稿「漢代州制再放」において、前漢期の州の治所や属吏層の形成について検討を加えたにとどまっている。
- (7) 重近啓樹「前漢の国家と地方政治―宣帝期を中心として―」（『駿台史学』四四、一九七八）。
- (8) 註(7) 前掲重近氏論考八五頁。
- (9) 重近啓樹「秦漢の国家と農民」（一九七九年度歴史学研究会大会報告特集『世界史における地域と民衆』（青木書店、一九七九））。
- (10) 紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について―その基礎的考察―」（上・下）（『福岡大学人文論集』一三―四・一四―一、一九八二）。
- (11) 紙屋正和「前漢時代の郡・国・相の支配権の強化について」（『東洋史研究』四一―二、一九八二）。
- (12) 紙屋正和「前漢後半期における郡・国への規制の強化」（『古代文化』四二―七、一九九〇）・「前漢後半期における中央政界と郡・国」（『福岡大学総合研究所報』一三六、「人文科学編」七七、一九九一）。
- (13) 註(4) 前掲佐藤直人氏論考。
- (14) 前漢初期の県内部の状況にまで踏み込んだ佐藤氏の検討の結果については、その考察の結果を敷衍して述べる氏の前漢期の国家支配への理解の仕方、特に、「国家の領域支配」という観点からすれば、景帝期以前の相対的に『ゆるやかな支配』から、武帝期以後の小農民の保護を通じて貫徹される『強力な支配』に移行（註(4) 前掲佐藤氏論考三二頁）との指摘なども含めて、賛意を表しておきたい。
- (15) ただ、一九八三年から翌年にかけて発掘された張家山二四七号前漢

墓から出土した竹簡群のうち「奏讞書」と「二年律令」との内容からは、三氏の理解と異なった「郡」「県」相互の関係、並びに「郡」「県」と中央政府の関係が示唆されることに触れておかなければなるまい。

まず「奏讞書」の記述からは、あくまで裁判結果についての「讞」という上申手続きに関わってだが、中央政府から見ても郡・県の位置づけが等距離のものであった可能性がある。「奏讞書」は全体で二十二の事例からなっているが、その内容は、以前拙稿（『読江陵張家山出土「奏讞書」簡記』、『アジア・アフリカ歴史社会研究』二、一九九七）で整理したように、第一の事例から第五の事例まで（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』、『文物出版社、二〇〇二』の簡番号では第一簡～第四八簡）の「第一群」、第六の事例から第十三の事例まで（第四九簡～第六二簡）の「第二群」、第十四の事例から第三十二の事例まで（第六三簡～第二二八簡）の「第三群」と三つの群に分類できる。必ずしも「讞」の手続きとは関係しないものも含まれる雑多な書式の集まりであり第三群を除くと、第一群には、県から直接中央の廷尉に上申された讞の内容が記されており、第二群では、郡から中央の廷尉に上申された讞の内容が記されている。そもそも「讞」の手続きは、『漢書』卷二三、刑法志に「高皇帝七（前二〇〇）年、御史に制詔して『獄の疑はしき者、吏の或ひは敢へて決せざれば、罪有る者も久しく論ぜず、罪無き者も久しく繋がれて決せず。自今以来、県・道の官、獄の疑はしき者は、各おの属する所の二千石の官に讞じ、二千石の官は其の罪名を以て、当に之に報つべし。決する能はざる所の者は、皆、廷尉に移り、廷尉もまた当に之に報つべし。廷尉の決する能はざる所の者は、謹みて具して奏を為せ、当に律令に比すべき所に傳して以て聞せよ」とあるように、県で解決の着かない場合には廷尉にすなわち中央へと、より上級の機関に対して上申する制度である。しかし、県から直接廷尉に上申されたと解しうる事例が存在するということは、前漢初期において、県と中央との関係が郡を介さないで成り立っていたことも示唆しよう。郡からの上申が記される第二群において、県からの上申を経たうえ

で郡守が上申の手続きを採ったのかどうかに関して必ずしも明確に記されていないことも、上記の想定の裏づけとなり得るかもしれない。なお「秦讞書」を通して前漢初期の郡県の中央政府からの自立性の高さを論じた研究に、直井晶子「前漢初期の県令と門人・舎人―張家山漢簡『秦讞書』案例一六をめぐって―」（『史滴』二二、一九九九）がある。

いっぽう、二〇〇一年に「二年律令」の内容が公表されたことを受け、山田勝芳氏は、「二年律令」の「置吏律」「史律」「具律」の記載の分析を行って、「行政・裁判面での郡の圧倒的優位性」を指摘し、「本来的に辺境拡大に伴って敷かれた軍政担当機関的存在であった郡が、行政機構を整備し属県を置いていったという経緯を考えれば、当初から郡の権限の強さを推測できる」とするが（同氏「張家山二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」『日本秦漢史学会報』三、二〇〇二）、藤田勝久氏が山田氏の指摘に賛意を表しつつも「しかし郡の統治が、どのような側面で機能しているか、あるいは県内部の徴税と徴発などの実態については、なお検討を深めてゆく必要がある」と述べるように（同氏「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会―張家山漢簡と『史記』研究―」『愛媛大学法文学部論集 人文科学編』一五、二〇〇三）、山田氏の指摘については、「二年律令」での規定が現実如何なる機能を果たしていたのかということや、同時に出土した「秦讞書」の検討結果をも踏まえた考察が必要とされていると思われる。

本稿では主として前漢中期以降の郡の変容に関心の中心を置いてしまったため、「二年律令」の記載を踏まえての前漢極初期の郡県制に対しての私なりの検討を行うことができなかった。他日に期したい。

(16) 従来は、国家の側から小農民の経営を安定化させた手段としての「公田」政策の歴史の変遷というような形で、個別の政策に注目して勸農・救荒に関わる政策は検討されてきたように思われる。

例えば、ここで例示した「公田」については、重近啓樹氏の整理（「公田と仮作をめぐる諸問題」『同氏「秦漢税役体系の研究」第一章、汲古書院、一九九九』）に従えば、公田は前漢武帝・昭帝期ころまでは国家の直接経営に置かれたが、宣帝・元帝期以降は、貧民・流民への公田仮

与、公田の私田・民田化政策が取られたことがほぼ共通理解となっている。この「公田」政策に関する変化を見ても、漢代の国家が時代の変化につれて、その手法を徐々に変化させながら在地社会へ介入していくようになったことを想定できる。

なお「勸農」政策については、西村元佑氏に「漢代の勸農政策―財政機構の改革に関連して―」（『史林』四二―三、一九五九、のち同氏「中国経済史研究―均田制度篇―」『東洋史研究会、一九六八』に収録）がある。西村氏は、後漢に入ってからそれまで帝室財政と国家財政に分かれていた中央政府の財政機構が大司農による国家財政に一本化されたことに伴い、農政関係機構が郡県に移管され、地方長官を主体とする水利・灌漑事業の推進とそれに伴う田土開発や貧民・流民への公田の仮与などが行われて、国家権力の支配下に幾多の中・小農民層を育成保護することができた、としている。また、中国の救荒史全般については、鄧雲特『中国救荒史』（商務印書館、一九三七）を参照。

(17) 両漢書の表記上詔勅の体裁（詔曰：）になっていないものでも、記述の内容に応じて、採録した事例もある。事例の抽出に際しては、佐藤武敏編『中国災害史年表』（国書刊行会、一九九三）を適宜参照した。また、「勸農」「救荒」等の諸政策といっても、記事の理解の仕方によっては、どこまでが該当するかは議論の分かれるものもあろう。従って、本文で以下に列挙する諸事例は、あくまでも現段階の私見による便宜的なものに過ぎない。しかし、飢饉や戦災などが起こった場合の国家の対応や、文字通りの「勸農」に直結する諸政策に言及している詔文を可能な限り列挙したものであるから、両漢書の持つ文献史料としての限界を考慮しても、相当程度の傾向が把握できるのではないかと思われる。

また、今日的観点からは、国家の採る積極的な政策とは認められないような措置、例えば自然災害を発生させないように「善政」を敷くことを命じるといったようなことも、当時の政治思想に基づく切実なものであったと考えられることから、抽出してある。なお、本稿で以後「漢書」からの引用の場合は書名を省略する。

(18) 【5】の事例は永続的な田租の撤廃を企図したものであるが、周知の

とおり、景帝の即位後は田租の徴収は復活している。

(19) この事例は、『史記』卷一一、孝景本紀に、『漢書』に記される内容に続けて、「徒隸をして七纓布を衣せしむ。馬のために春くを止む。歳としの登らざるがために、天下の食、歳を造らざるを禁ず。列侯の国に之かあしむるを省く」とあって、より詳細な対応が採られたことが分かるが、『史記』の記載を加えても是の時の政策全体の性格は本文で述べたことと大きく変わらないと思われる。

また景帝紀はこの事例に続けて、四月に出された詔文を載せているが、そこでは皇帝が率先して節約に務めていることと、不作による飢饉の防止のための官吏の綱紀肅正が求められているのであって、救荒政策とは解し得ないと考え、本稿では採録しなかった。

(20) この記事は、佐藤武敏氏編の前掲書の記載によれば、『漢書』卷二七、五行志中之上の「元狩三年夏、大いに旱す」を受けているものと考えられる。

(21) 博士官の地方巡行に関しては、石岡浩「前漢代の博士の郡国循行―地方監察における博士と刺史の役割―」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四二輯第四分冊、一九九七)を参照。

(22) 註(17)前掲佐藤武敏氏編著書。

(23) 景帝期頃まで郡太守・国相が地方統治に具体的に関与することが少なかったことや、武帝期以降県の職掌に介入しつつ郡の管掌する職務内容が拡大したことの具体的展開については、註(10)(11)前掲紙屋氏諸論考を参照。

(24) 註(14)参照。

(25) 限田策に関する史料として、哀帝紀、綏和二(前七)年六月条の詔に、「節を制し度を謹むるは以て奢侈を防ぎ、政の先にする所と為りて、百王の不易の道なり。諸侯王・列侯・公主・吏二千石及び豪富の民は多く奴婢を畜へ、田宅限りなく、民と利を争ひ、百姓職を失なひ、重ねて足らざるに困しむ。其れ限列を議せよ。」とあるのを挙げておく。

(26) 同様の事例は、和帝紀永元十二(一〇〇)年二月条の詔文にも見える。

(27) 同様の事例は、和帝紀永元五(九三)年九月条・永元十六(一〇四)年七月辛巳条の詔・順帝紀永建元(一二六)年十月甲辰条の詔文・永建五(一三〇)年夏四月辛巳条の詔に見られる。

(28) 「二千石」を対象とするものに、章帝紀、建初元(七六)年、春正月条の詔文の「比年牛多く疾疫し、墾田は減少して、穀価は頗ぶる貴く、人は以て流亡せり。方し春の東作ならむとして、宜しく時務に及ぶべし。二千石は勉めて農桑に勧め、弘く勞れするを致せ。(下略)」がある。

(29) 安帝紀永初七(一一三)年八月丙寅条に見える「郡国の蝗を被むりて稼を傷ふこと十に五以上」、元初元(一一四)年十月乙卯条の「三輔」、元初六(一一九)年夏四月条の「会稽」、建光元(一二二)年冬十一月条の地震に被災した三十五の郡国と水雨の害を受けた郡国、延光元(一二二)年条の水害・風害に遭った二十七の郡国など。

(30) 順帝紀陽嘉二(一三三)年春二月甲申条詔文の「呉郡・会稽郡」、永和三(一三八)年四月戊戌条の地震の被害を受けた「金城郡・隴西郡」、永和四(一三九)年秋八月条の旱害を受けた「太原郡」など。

(31) その他、桓帝期、延熹九(一六六)年春正月己酉条の詔文で「灾旱盜賊」に遭った郡を対象に租税の減免をした事例がある。

(32) 永建六(一二二)年冬十一月条の詔文の冀州(冀部)を対象に租税の減免措置を採った事例、陽嘉元(一三三)年二月条に見える振給・勸農、同年三月庚寅条での租税免除の措置を採った事例など。

(33) その他、永寿元(一五五)年二月条の司隸校尉部と冀州が飢饉の発生した地域として把握され、それに対する措置が司隸校尉・冀州刺史に命じられた事例や、延熹九(一六六)年三月条に見える司隸校尉部と予州を対象とする同様の事例など。

(34) 後漢の「州」の持つ独自性については、註(5)前掲拙稿「漢代州制再考」参照。

(35) 註(10)(11)前掲紙屋氏論考。

(36) 註(5)前掲拙稿三編参照。

(37) 好並隆司氏によれば、この召信臣によって代表される「地方官の手による民のための治水灌漑」とは「君主権力の貫徹を媒介する豪族の地

元における支配力をそのまま利用した形の擬制的共同体を維持する方向」において推進された、とされる（同氏「漢代の治水灌漑政策と豪族」〔『中国水利史研究』第一号、一九六五、のち、同氏『秦漢帝国史研究』「未來社、一九七八」に収録〕。

(38) 漢代の治水灌漑を巡っては、註(37)前掲好並氏論考の他、佐藤武敏「古代における江淮地方の水利開発」とくに陂を中心にして」（大阪市立大学文学会『人文研究』一三二七、一九六二）、漢代の水利機構（『中国史研究』四、一九六五）、漢代江南の水利開発（『三上次男博士喜寿記念論文集 歴史編』平凡社、一九八五）、藤田勝久「漢代における水利事業の展開」（『歴史学研究』五二二、一九八三）、漢代関中の県と水利開発（森田明編『中国水利史の研究』国書刊行会、一九九五）、漢代郡県制と水利開発（『岩波講座世界歴史三 中華の形成と東方世界』岩波書店、一九九八）、中国古代社会と水利問題（『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇二）、浜川栄「両漢交替期の黄河の決壊について」（『中国水利史研究』二六、一九九八）、両漢交替期の黄河の決壊と劉秀政権（『東洋学報』八一―二、一九九九）などの他、第二次農地論に関わる木村正雄氏の研究もあり、本来検討すべき問題は多岐に渡るが、すでに本稿の課題の範囲を超えているので、ここでは論及せず、他日に期したい。

(39) 漢代の求雨祭祀については、藤田忠「漢代『雩祭』についての一考察」（『国士館大学文学部人文学会紀要』二一、一九八八）で詳細な検討がなされ、一度国家が手放した雩祭の祭祀権が、後漢になって国家に回収されたと思われている。さらに、本章で獲られた見通しとあわせて考えれば、元来は恐らく鄉村内部で言わば「自主的」に執り行われていた求雨祭祀であったが、前漢中期以降の郡を媒介とする「強力な支配の在地社会への浸透の過程で、国家の祭祀体系の中に取り込まれたという経緯を想定してもよいのではないだろうか。

なお、好並隆司氏は、「中国古代における山川神祭祀の変貌」（『岡山大学法文学部学術紀要』三八（史学篇）、一九七七、のち註(37)前掲同氏著書に収録）において、『春秋繁露』求雨篇に伝えられている求雨

祭祀について、一部分ではあるが論じている。『春秋繁露』求雨篇には、春・夏・季夏・秋・冬」とに県以下の村落段階で行われたと思いき求雨の民俗的祭祀のあり様が具体的に示されている。勿論、そこでの叙述には明らかに陰陽五行思想の影響が濃厚であつて、果たして当時の在地社会における求雨祭祀の実態をそのまま伝えていたとは限らないが、それぞれの季節の祭祀を記したその冒頭の記述において、求雨のための祭祀が県邑に命じられて実施されたことが分かる。従つて、その祭祀の実施主体は、「県邑」に令を下し得た地方官（郡太守・国相）であつたと認められるのではないだろうか。

(40) 桜井芳朗「御史制度の形成（上）（下）」（『東洋学報』二三―二・三、一九三六）六「両漢に於ける刺史の推移」、勞榘「両漢刺史制度考」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』一一、一九四三、のち『勞榘学術論文集 甲編』上「芸文印書館、一九七六」に収録）、註(3)前掲嚴耕望氏著書第九章「監察」、紙屋正和「漢代刺史の設置について」（『東洋史研究』三三―二、一九七四）、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下（齊魯書社、一九八五）第二編第一章「州」などを参照。

(41) 周天游点校『漢官六種』（中華書局、一九九〇）の「点校説明」に従い『漢官典職儀式選用』とした。蔡質漢儀などと略称されることが多い。

(42) 王勇華「前漢刺史の所屬について」（『史学雑誌』一〇九―四、二〇〇〇）。

(43) 王勇華「前漢刺史の性格について」（『史林』八三―二、二〇〇〇）

(44) 註(5)前掲拙稿「漢代州制再攷」四八頁註(3)。

(45) 藤岡喜久男「前漢の監察制度に関する一考察」特に、刺史と郡県制度との関連について」（『史学雑誌』六六―八、一九五七）。

(46) 武帝死後の前漢の政局全般と本稿で触れた燕王旦の謀反事件については、西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治史的背景―」（『古代史講座』一一「学生社、一九六五」、のち同氏『中国古代国家と東アジア世界』「東京大学出版会、一九八三」に収録）を参照。

(47) 註(46)前掲西嶋氏論考参照。

(48) 霍光の死は、地節二（前六八）年三月のことであるから、地節年間

に発生したとされる代王・劉年の妹との私通とそれに付随した問題は、
厳密に考えれば霍光の死に先立つ可能性は残る。

(49) 註 (45) 前掲藤岡氏論考五頁。

(50) 註 (45) 前掲論考の註 (10) において藤岡氏は、刺史が職務遂行に
際して本稿でいう「六条詔条」によって批判を受けるようになるのは、
元帝以降のことと指摘している。